

ハイライト：  
・消費税の税率引き上げについて解説します！

## たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

### ご挨拶



目次：

|                           |   |
|---------------------------|---|
| ご挨拶                       | 1 |
| 平成26年4月に改正される消費税について      | 1 |
| 平成26年4月1日以後の返品・値引等の処理について | 2 |

この冬は過去にない大雪でした。桜前線の便りが今から待ち遠しい限りです。第57号では、4月1日から実施される消費税率の引き上げにおいて間違いやすい事項を中心に取り上げました。内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。なお、HP上の「お役立ち情報」も日々更新していますので、是非ご覧ください。

公認会計士・税理士・AFP・IT コーディネータ 中村 元彦  
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香

### 平成26年4月に改正される消費税について

平成26年1月に国税庁から「消費税率引き上げに伴う資産の譲渡等の適用税率に関するQ & A」が公表されました。参考となる間違いやすい事項について取り上げられていますので、主要なQAを紹介します。

#### 事業者間で収益・費用の計上基準が異なる場合の取扱い

Q：売り主が出荷基準、買い主は検収基準を採用しており、3月末日に出荷、4月1日に検収という取引で、売り主が5%の消費税を適用して請求書を送付してきた場合、買い主は消費税をどのように計算すれば良いのでしょうか？

A：新消費税法は、経過措置が適用される場合を除き、施行日以後に行われる資産の譲渡等及び課税仕入れ等について適用されます（改正法附則2）。今回の事例では、売り主が施行日前の3月末日に行った課税資産の譲渡等のため、買い主側においても、旧消費税法の規定に基づき5%での仕入税額控除の計算を行うこととなります。

#### 月ごとに役務提供が完了する保守サービスの適用税率

Q：事務機器の保守サービスを年間契約で締結し、月ごとに作業報告書を作成し毎月20日締めで請求書を発行している場合、平成26年3月21日～平成26年4月20日までの期間に対応する保守サービスについては何%の消費税が適用されるのでしょうか？

A：月ごとに役務提供が完了するものと考えられるため、平成26年3月21日から同年4月20日までの役務提供については、その役務提供の完了した日である4月20日における税率(8%)が適用されることとなります。

#### リース資産の分割控除

Q：所有権移転外ファイナンスリース取引において、平成26年3月までに引渡を受けたリース資産の処理においてリース料を支払った時に消費税の認識を行っている場合、4月以降に支払ったリース料には引き続

き5%を適用すれば良いのでしょうか？

A：所有権移転外ファイナンス・リース取引は、リース資産の譲渡として取り扱われますので、当該リース資産の譲渡があった時の消費税の税率が適用されます。したがって、平成26年3月31日までに引渡しを受けたリース資産の支払いは、旧消費税法の規定(旧税率(5%))に基づき行うこととなります。

### 不動産賃貸の賃借料に係る適用税率

Q：平成25年10月1日以降に締結した不動産契約において、当月分の賃料を前月末日までに支払うこととされている場合、平成26年3月中に受け取る、4月分の家賃には何%の消費税率が適用されるのですか？

A：、平成26年4月分の賃借料は新消費税法施行日以後である平成26年4月分の資産の貸付けの対価として受領するものですから、4月末日における税率(8%)が適用されます。

### 建設仮勘定として経理したものの仕入税額控除

Q：建設仮勘定として経理した課税仕入れにつき、当該目的物の完成した日の属する課税期間における課税仕入れとして処理していますが、この場合において、平成26年3月31日までの課税仕入れの金額について建設仮勘定として経理したものを、施行日以後に完成する日の属する課税期間において課税仕入れとするときは、旧消費税法(旧税率(5%))に基づき、仕入税額控除の計算を行うこととなりますか？

A：実際の課税仕入れが行われたときの消費税率が適用されるため、旧税率(5%)の適用となります。

例：平成25年10月に工事代金を支払う (借方)建設仮勘定×× (貸方)現金預金××  
平成26年8月の竣工時 (借方)建物 ×× (貸方)建設仮勘定××  
(借方)仮払消費税××

当初支払時の消費税(5%)

## 平成26年4月1日以後の返品・値引き等の処理について

### 返品時の処理

平成26年3月末日までに販売した商品等の返品・値引きについては、原則として販売時点での消費税が適用されるため、5%で処理することになります。従って、施行日以後の返品処理については消費税5%を適用する商品と、8%を適用する商品が混在することになります。

但し、例えば当月中に返品を受けた商品は前月中の販売に対応するものとして継続的に処理している場合、平成26年4月中の返品について3月の販売に対応するものとして、5%で消費税額の計算を行うことは認められています。

請求書を発行する際は、返品対象となった商品の適用税率を明記する等の対応が必要となりますので、対応準備ができていないかご確認ください。

### 貸倒れになった場合

平成26年3月末までの販売に対する売掛金が、平成26年4月1日以降に貸倒れとなった場合は、販売時点の消費税率によることとされていますので、消費税率5%での貸倒れ処理となります。

平成27年10月からは消費税率10%の適用も予定されていますので、何%の消費税に係る債権なのか、台帳等での残高管理が必要です。

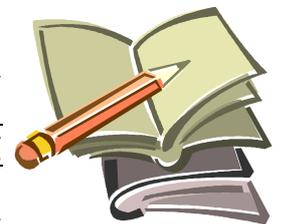
### 協会けんぽの介護保険料率が変わります！

平成26年3月分(4月納付分)より現行の1.55%から1.72%へと引き上げられます。給与計算ソフトの料率修正等、お忘れなくご対応ください。健康保険料率及び雇用保険料率はそのまま据え置かれます。

\* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせ下さい。

ホームページもご覧下さい。お役立ち情報を更新しています！

<http://homepage2.nifty.com/my-naka/>



## 税理士法人 舞 中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1025

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

[nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp](mailto:nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp)